

第十一号様式（第二十五条関係）（昭三八運令三・旧第五号様式繰下、昭四五運令三六・昭四五運令八五・昭五六運令二・昭五九運令一八・平二運令三九・一部改正、平一四国交令四五運令三・旧第十号様式繰下・一部改正、平一四国交令七九・一部改正）

第 号

年 月 日 発行

官 職 氏 名

倉庫業法第二十七条第二項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

国土交通大臣(地方運輸局長)
運輸監理部長^印

(裏面)

(倉庫業法抜すい)

(報告及び検査)

第二十七条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業を営む者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に営業所、倉庫その他の場所に入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
(罰則)

六 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二条 (倉庫業法施行令抜すい)

3 法第二十七条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。